

帯広大谷短期大学第三者評価(認証評価)の実施に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、帯広大谷短期大学(以下「本学」という。)が認証機関により、短期大学としての適格性について審査を受けるにあたり、それに必要な諸事項を準備するために定めるものである。

(基本姿勢)

第2条 法令の定めるところに従い、理事会の承認を得た認証機関である短期大学基準協会(以下「基準協会」という。)に審査を依頼する。審査を受けるにあたっては、基準協会が提示する資料を参照して自己点検・評価報告書を作成・提出し、法令が義務付ける7年に1度の定期的な審査を受ける。

(組織)

第3条 認証評価を受けるための対応組織は、評価委員会をもってあてる。また、基準協会がもつめるALO(第三者評価連絡調整責任者)は、短期大学運営会議で承認された教員をもって充てる。

(報告書の作成)

第4条 認証評価が求める報告事項等の準備は、評価委員会が毎年実施している自己点検・評価報告をもとに、審査を受ける前年から過去3年間の資料を整えるものとする。また、提出する報告書は指定された書式に従って作成する。

(提出手続き)

第5条 作成した報告書は評価委員会及び短期大学運営会議で承認された後、理事会に付され、決裁後に理事長と学長との連名で認証機関に提出する。

(審査を受ける時期)

第6条 第三者評価(認証評価)は、7年毎に審査を受けるものとする。

(協力)

第7条 認証機関による書類上の審査並びに訪問時の審査にあつては、本学の存続と発展のために、教授会と事務局はその責務を果たすべく全面的に協力するものとする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認を必要とする。

附 則

- 1 この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、2015(平成27)年4月1日から施行する。